

川越市子ども医療費の支給対象の認定に関する審査基準
(案) に対する意見公募手続きの結果について

1. 意見公募手続きの概要

- (1) 募集期間 令和6年2月27日(火)～令和6年3月27日(水)
(30日間)
- (2) 募集対象
 - ① 市内に住所を有する方
 - ② 市内の事業所等に勤務する方
 - ③ 市内の学校に在学する方
 - ④ その他この案に関し、利害関係を有する方
- (3) 閲覧場所
 - ① 川越市役所子ども政策課、各市民センター、川越駅西口連絡所
 - ② 市ホームページ
- (4) 意見提出方法
 - ① 直接持参
 - ② 郵送
 - ③ ファックス
 - ④ 市ホームページからの電子申請

2. 意見公募手続きの結果

- (1) 意見提出者 1名
- (2) 意見件数 1件

3. 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見と意見に対する本市の考え方は、次のとおりです。

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	その他	<p>18歳まで市内に限らず、他の市町村での診療も全て補助してもらえると有難いです。</p>	<p>現在こども医療費は、15歳の年度末までの児童が医療機関を受診した際の一部負担金分について支給しておりますが、市外の医療機関を受診した場合においても同様に支給対象としております。</p> <p>令和6年4月からは、支給対象年齢を18歳の年度末までの児童に拡大いたしますが、市外の医療機関を受診した場合も引き続き対象となります。</p>